

2 家電リサイクル用語解説集

ここでは、家電リサイクル関連用語について解説しています。用語は50音順に掲載しています。各項の【 】内は本書内での関連する主なページです。

あ～お

●一次物流業者

廃家電4品目を小売業者から指定引取場所まで運搬する業務のことを「一次物流」（通称：1L）といい、それを行う業者のことです。なお指定引取場所から家電リサイクルプラントまでの運搬業務のことを「二次物流」といいます。

●一般廃棄物

家庭等から排出される、通常、ごみといわれる廃棄物のことです。廃棄物処理法では廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に大別しており、廃棄物のうちで産業廃棄物以外のものを一般廃棄物としています。略称は「一廃」。なお一般廃棄物は市区町村に処理責任があります（⇒「廃棄物」「産業廃棄物」の項もご参照ください）。

【p.2】

いっぴんいちよう

●一品一葉管理

1枚の伝票に1品のみを記載することで、現品と伝票が連動して移動するため、伝票を確認することで現品の受渡し等が確実に行われていることを管理できるようにするための仕組みです。

【p.10】

●異物

家電リサイクルにおける異物とは、廃家電の中に残された家電リサイクル対象外のものを指します。例えば廃洗濯機内に残された衣類や、廃冷蔵庫内に残された食品などがこれに当たります。廃家電に異物があると、家電リサイクルプラントでのリサイクル時の障害になりますので、指定引取場所では引取り時に念入りに確認しています。

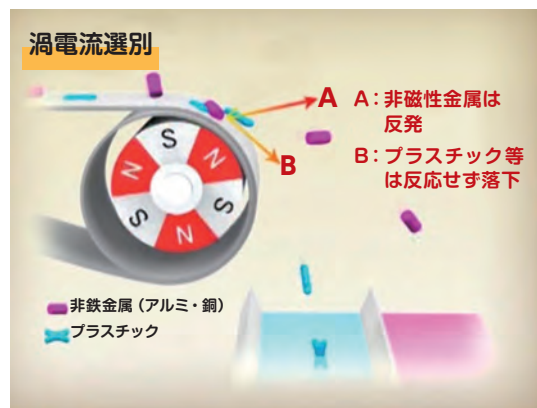
【p.22】

うずでんりゅう

●渦電流選別

銅やアルミなどの磁石に反応しない金属（非磁性金属）は、磁石のそばを通過すると、内部に磁石の磁力と反発する渦状の電流（渦電流）が発生します。この反発する力を利用して、銅やアルミとそれ以外のもの（プラスチック等）を選別する方法です。

【p.29～32】



●送り状

指定引取場所から廃家電4品目を家電リサイクルプラントに出荷するときに発行されるもので、出荷する荷物の内容や運搬するトラックの車両番号などの情報が記載されています。家電リサイクルプラントで受領印が押されたものが指定引取場所に戻ることで、適正に運搬されたことが確認できます。

【p.23】

●お問合せ管理票番号

家電リサイクル券に記載された13桁の番号で、排出者はこの番号を使って家電リサイクル券センター（RKC）のホームページやフリーダイヤルで小売業者に引渡した廃家電4品目が適正に製造業者等に引渡されたかを確認することができます。

【p.10】

お問合せ管理番号

1124-00000000-0

か〜こ

●カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの発生量を抑制するとともに、森林による温室効果ガスの吸収量と均衡させることにより、温室効果ガスの発生量を実質ゼロにしようとする取組のことで、二酸化炭素（カーボン：carbon）の発生量を中立（ニュートラル：neutral）させることからカーボンニュートラルといいます。

●拡大生産者責任（EPR）

生産者が、その生産した製品が使用されて廃棄された後においても、その製品の適正なリユース、リサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です（EPRはExtended Producer Responsibilityの略）。具体的には生産者が製品設計において環境に対する配慮を取り込むことや、生産者が自ら廃棄物の引取りやリサイクルを行うことなどが挙げられます。

がっほん

●合本

家電リサイクル券センター（RKC）が毎年発行する、家電リサイクル券システムの運用マニュアルやリサイクル料金一覧表などの発行物一式の総称です。

●家電4品目

「特定家庭用機器」の項をご参照ください。

●家電リサイクル券

家電リサイクル券システムで使用されるもので、正式名称は「特定家庭用機器廃棄物管理票」といいます。小売業者等に引き取られた廃家電4品目が製造業者等に確実に引き渡されたかを確認できるように家電リサイクル法で定められた管理票の機能と、リサイクル料金の製造業者等への円滑な支払いを行う機能を併せ持っており、あらかじめ印字された「お問合せ管理票番号」により製造業者等への引渡し確認が行えます。【p.10】

●家電リサイクル券システム

廃家電4品目の排出者からの引取りと製造業者等への引渡しを確実にし、その状況を管理・監視するための仕組みが家電リサイクル券を使用した家電リサイクル券システムです。主な家電リサイクル券システムとしては、小売業者等が取り扱う「料金販売店回収方式」と排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」、および2021年度から導入された、全国に収集・運搬網を持つ管理統括業者が扱う「料金管理統括業者回収方式」があります。【p.10】

●家電リサイクル券センター（RKC）

家電リサイクル券システムの運用・管理のために家電製品協会内に設けられた組織の名称（略称：RKC）です。【p.10】

●家電リサイクルプラント

製造業者等が、家電リサイクル法で規定された再商品化等実施義務（引き取った廃家電4品目のリサイクルを実施する義務）を果たすことを目的に設置した、廃家電4品目のリサイクルを行う施設で、再商品化施設ともいいます（通称RP。RPはRecycle Plantの略）。2025年6月現在、全国に46カ所あります。【p.9】

●家電リサイクル法

家庭や事業所から排出される廃家電4品目の減量と再生資源の十分な利用を通じて、廃家電4品目の適正な処理と資源の有効利用を図ることにより、生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、廃家電4品目をリサイクルする仕組みを規定した法律です。正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、1998年6月に公布され、2001年4月に施行されました。【p.1〜2】

●カレット

カレットとは、ガラス製品をリサイクルする際に破碎した状態のガラスくずのことです。再生ガラスのほか路盤材や道路舗装材などの用途があります。

●環境基本法

環境の保全についての基本理念と施策の基本となる事項を定めた法律です。国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進、および環境基本計画や環境基準の策定などを規定しており、1993年11月に公布され、1994年8月に完全施行されました。【p.1】

●環境配慮設計（DfE）

生産、流通、使用、廃棄・再資源化など、製品のライフサイクルを通じての環境負荷低減を目的に、資源の有効利用や省エネルギーへの取組などを考慮した製品設計・企画を行うことです（DfEはDesign for Environmentの略）。【p.37〜44】

●環境負荷

人が環境に与える負担のことで、環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるもの」とされています。【p.1、p.37】

●管理票制度

家電リサイクル法で定められている制度で、管理票を流通させることで、小売業者に引き取られた廃家電4品目が製造業者等に確実に引き渡されたかを確認できるように設けられた仕組みです。製造業者等や小売業者には管理票の保存義務があり、不適正な処理が行われた場合でも追跡確認ができるようになっています。排出者は小売業者に引渡した廃家電4品目が、製造業者に適正に引き渡されたかを確認するために小売業者に管理票の閲覧を求めることができ、小売業者はこれに必ず応じなければなりません。家電リサイクル券はこの管理票の機能を併せ持っています。【p.10】

●義務外品

「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電4品目」の項をご参照ください。

●グリーン券（11番券）

小売業者等が取り扱う「料金販売店回収方式」で使用される家電リサイクル券の通称です。印刷色が緑色のため、グリーン券と呼ばれています。【p.12】

●ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に処理することで原料に戻してからリサイクルすることです。廃プラスチックを分解して油に戻す「油化」やガスに戻す「ガス化」などがあります。

●（家電リサイクル券の）交付と回付

一般的には交付とは一定の手続きに関して書類などを発行することで、回付とは交付された書類などをほかに回し届けることです。家電リサイクル券の場合は、例えば小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取る際に排出者に発券した家電リサイクル券の排出者控を渡すこと、および小売業者が指定引取場所での引き取った廃家電4品目を引き渡す際に家電リサイクル券の小売業者回付片と指定引取場所控を製造業者等に渡すことが「交付」、その交付を受けた製造業者等が小売業者回付片に受領印を押して小売業者に返却することが「回付」となります。【p. 5～6】

●合同会合

合同会合とは複数の主催元が合同で行う会議のことで、家電リサイクルに関しては、経済産業省所管の産業構造審議会と環境省所管の中央環境審議会が合同で行う会議を指します。【p.13～14】

●小売業者

家電リサイクル法での小売業者とは家電4品目を最終消費者に販売（小売）する者をいい、家電4品目を販売する者に販売する、いわゆる卸売販売をする者は含まれません。販売の方法は店頭での販売だけでなく、インターネット販売や通信販売も含まれます。また家電リサイクル法では中古品も対象としていますので、リサイクルショップなど中古品の小売を行う販売業者も含まれます。【p. 5～6】

●小売業者に引取義務が課せられていない廃家電4品目

家電リサイクル法では、小売業者に自らが過去に販売した家電4品目と、買換えの際に排出者から引取りを求められた家電4品目を引き取る義務が課せられていますが、それ以外の家電4品目には引取りの義務はありません。例えば買換えではなく、廃棄のみを行う場合で、引越しをして購入した小売業者が遠隔地にある場合、購入した小売業者が廃棄している場合、譲り受けたり贈与したもので購入した小売業者が不明な場合などがこれに当たります。なお、このような家電4品目のうち、家庭から排出されるものについては市区町村が回収を行うことになります。小売業者に引取りの義務がないことから、正式な呼称ではありませんが、「義務外品」とも呼ばれます。【p. 5】

●混合プラスチック

家電4品目に使用されているプラスチックには、ポリプロピレン（PP）、ポリスチレン（PS）、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS）などの種類があります。混合プラスチックとは複数の種類のプラスチックが混ざり合った状態のものをいいます。【p.19】

●コンテナ（インナーコンテナ）

廃家電4品目の指定引取場所での保管や、指定引取場所から家電リサイクルプラントへの運搬の際に使用される家電リサイクル専用のコンテナで、インナーコンテナともいいます。二段に積み重ねての使用や、使用しないときには折り畳んでおくことができます。またA・Bグループで扉の仕様が異なります（Aグループはバー掛け方式、Bグループは観音開き方式）。【p.23】



Aグループ



Bグループ

さ〜そ

● サークュラーエコノミー

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行な経済活動を見直し、資源の投入量や消費量を抑えつつ、廃棄された製品や原材料などをリサイクルや再利用によって資源として活用する経済活動のことで、資源を循環させることからサーキュラーエコノミー（Circular Economy）、日本語訳では「循環型経済」といいます。

● 災害救助法

災害発生時に国が地方公共団体や日本赤十字社、その他の団体および国民の協力の下に応急的に必要な救助を行い、被災者の保護や社会の秩序を維持することを目的とする法律で、1947年に施行されました。【p.65】

● 再資源化

再商品化等（狭義での再商品化および熱回収）に加え、廃家電4品目から分離した部品や材料、およびそれらを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用する者に逆有償（譲渡する側が費用を支払って引き取ってもらう）にて譲渡できる状態にすることを総称して再資源化といいます（⇒「再商品化」「再商品化等」「熱回収」の項もご参照ください）。

● 最終処分場

廃棄物のうち、リユースやリサイクルを行うことが困難なものを埋立処分するための施設です。廃棄物処理法で定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、廃棄物は同法に定められた廃棄物区分に従って埋立処分されます。【p.52】

● 最終処分量

最終処分場における年間の埋立処分量です。【p.52】

● 再商品化

廃家電4品目をリサイクルすることを再商品化といいます。狭義では、廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを自ら製品の部品または原材料として利用すること、または製品の部品または原材料として利用する者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを再商品化（マテリアルリサイクル）と規定しています（⇒「再商品化等」の項をご参照ください）。【p. 3】

● 再商品化施設

「家電リサイクルプラント」の項をご参照ください。

● 再商品化重量

廃家電4品目から分離された部品および材料のうち、再商品化（マテリアルリサイクル）されたものの重量です。【p.18】

● 再商品化等

廃家電4品目をリサイクルすることを再商品化といいますが、狭義での再商品化（マテリアルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を合わせて「再商品化等」と規定しています（⇒「再商品化」「熱回収」の項もご参照ください）。【p. 3】

● 再商品化等基準

家電リサイクル法で、家電4品目の品目ごとに定められた再商品化率の基準値で、年度単位で達成することが求められています。再商品化等となっていますが、再商品化率には熱回収（サーマルリサイクル）は含まれませんので、再商品化（マテリアルリサイクル）のみで達成する必要があります。現在の各品目の再商品化等基準は、エアコンが80%以上、ブラウン管式テレビが55%以上、液晶・有機EL・プラズマ式テレビが74%以上、冷蔵庫・冷凍庫が70%以上、洗濯機・衣類乾燥機が82%以上です。【p. 3】

● 再商品化等実施義務

家電リサイクル法において、製造業者等の役割として課せられた義務のことです。製造業者等は引き取った廃家電4品目を遅滞なく再商品化等を行わなければなりません。またエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に使用されているフロン回収・再利用・破壊を行うことも義務付けられています。なお再商品化等に当たっては、再商品化等基準を満たす必要があります。【p. 5】

● 再商品化等処理重量

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の重量です。【p.18】

● 再商品化等処理台数

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の台数です。【p.17】

● 再商品化率

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の重量のうち、再商品化（マテリアルリサイクル）されたものの重量の割合です。算式で表すと次のようになります。【p.18】

$$\text{再商品化率（％）} = \frac{\text{再商品化重量}}{\text{再商品化等処理重量}}$$

●再生資源

廃棄物のうち再生利用が可能なもので、資源有効利用促進法では「使用済の物品または工場などから発生する副産物（廃棄物）のうち、原材料として利用できるもの」とされています。【p.19】

●産業廃棄物

廃棄物処理法では廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に大別しており、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた 20 種類[※]と輸入された廃棄物を産業廃棄物としています。略称は「産廃^{さんぱい}」。なお産業廃棄物は排出事業者^{さんしゅ}に処理責任があります（⇒「廃棄物」「一般廃棄物」の項もご参照ください）。

※あらゆる事業活動に伴うもの 12 種類（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん）と排出する業種等が限定されるものの 7 種（紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体）、および上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないものを加えた 20 種類。

【p. 2】

●残余容量

現存する最終処分場において、今後埋立てが可能な量のことです。【p.52】

●残余年数

現存する最終処分場が満杯になるまでの残り期間（年）のことです。残余容量の総量に対する当該年度の最終処分量から推計したもので、算式で表すと次のようになります。【p.52】

$$\text{残余年数（年）} = \frac{\text{当該年度末の残余容量（m}^3\text{）}}{\text{当該年度の最終処分量（t）} \div \text{埋立ごみ比重}}$$

※埋立ごみ比重は 0.8163 とします。

●残留性有機汚染物質（POPs）

残留性有機汚染物質とは、環境中で解性されにくく、生物の体内に蓄積しやすく、長距離を移動し、有害（健康・生態系）な影響を及ぼす恐れがある物質のことです。例えば、PCB（ポリ塩化ビフェニル）やダイオキシン類といった化学物質があります。

（POPs は Persistent Organic Pollutants の略）

●資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、循環型社会の形成のために 3R の取組を総合的に推進するための法律です。3R の取組が必要な業種や品目を指定し、製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。2000 年 6 月に公布され、2001 年 4 月に施行されました。【p. 1～2】

●自治体用券（13 番券）

自治体が災害や不法投棄で発生した廃家電 4 品目を製造業者等に引き渡す際に使用する専用の家電リサイクル券です。料金は指定銀行口座への後納方式になっており、また 1 枚の券に 6 台まで記入できるようになっているため、あらかじめ準備しておくことで急な災害発生時にも速やかに製造業者等に引き渡すことができます。対象となる自治体は、都道府県、市区町村、地域の各種管理組合等です。

●指定引取場所

製造業者等が小売業者から廃家電 4 品目を引き取る場所のことで、家電リサイクル法で製造業者等に設置が義務付けられています（通称 SY。SY は Stock Yard（ストック・ヤード）の略）。指定引取場所では、小売業者から持ち込まれた廃家電 4 品目の引取りや保管、家電リサイクルプラントへの運搬手配、家電リサイクル券センター（RKC）への引取データの送信などの業務を行っています。2025 年 6 月現在、全国に 319 カ所が設置されています。【p. 8、p.21～28】

●指定法人

家電リサイクル法では製造業者等に廃家電 4 品目のリサイクルを行うことが義務付けられていますが、中小の事業者では自らリサイクルを行うことが困難であり、また製造業者等が倒産したり事業を撤退している場合はリサイクルを行う者がいなくなります。そのため、このような場合の対応として、家電リサイクル法では指定法人を設置することが規定されています。指定法人は中小事業者からの委託を受けてリサイクルを行うこと、および現存しない、あるいは事業撤退した製造業者等に代わってリサイクルを行うことのほか、家電リサイクルに関する調査や普及啓発を行うことが主な業務です。現在、家電製品協会が家電リサイクル法の指定法人に指定されています。【p.10】

● 収運業者用券（17 番券）

インターネット販売業者等が全国対応で収集・運搬業務が可能な事業者と契約し、その事業者が管理統括業者としてリサイクル券の発行等を取り扱う「料金管理統括業者回収方式」で使用される家電リサイクル券の通称です。印刷色が黄色のため、イエロー券とも呼ばれます。【p.12】

● 収集・運搬料金

小売業者が排出者から廃家電 4 品目を引取り（収集）、指定引取場所まで運ぶ（運搬）ための費用です。金額は小売業者が設定し、排出者はリサイクル料金とともに小売業者に支払います。なお金額の設定に当たっては、家電リサイクル法で収集・運搬を効率良く行った場合に必要の費用の原価を考慮して定めること、かつ排出者の適正な排出を妨げることのないよう配慮することが求められています。【p. 5～6】

● 主務大臣

各行政事務を管轄する各省の大臣のことで、家電リサイクル法については経済産業大臣と環境大臣になります。【p.10】

● シュレッダーダスト

廃棄された家電や自動車などの工業製品を工業用シュレッダーで粉砕し、再利用可能な鉄などを回収した後に残る、ガラス・ゴム・プラスチックなどの破片の混合物です。廃棄物処理法では、「自動車等破砕物」と呼ばれています。

● 循環型社会（システム）

限りある資源を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことで、循環型社会形成推進基本法では「製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源（資源として再利用できる廃棄物）となった場合は、循環的な利用や適正な処分が行われることで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」とされています。【p. 1～2】

● 循環型社会形成推進基本法

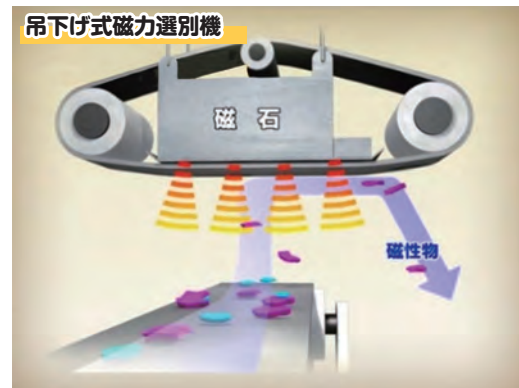
循環型社会の実現に向けた基本的枠組みを示し、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律で、2000 年 6 月に公布され、2001 年 1 月に施行されました。【p. 1～2】

● 情物一致管理

在庫管理において、在庫情報と実在庫が一致するようにする仕組みのことです。【p.10】

● 磁力選別

鉄が磁石に引き付けられる性質を利用して、鉄とそれ以外のものを選別する方法です。【p.29～32】



● 製造業者等

家電リサイクル法での「製造業者等」には、家電 4 品目を製造する者（いわゆるメーカー）だけでなく、家電 4 品目の輸入業者も含めます。また製造または輸入を他の者に委託（いわゆる OEM）する場合も含まれます。家電リサイクル法では製造業者等に過去に製造等をした家電 4 品目をリサイクルする義務が課せられていますが、事業を撤退した場合には製造業者等には当たらず、リサイクルする義務はありません。一方、他の法人がその撤退した事業の譲渡を受けた場合は、譲渡を受けた法人が製造業者となり、リサイクルの義務が生じます。【p. 5～6】

● 製品アセスメント

環境負荷の少ない製品の提供を目的に、製品の開発・設計段階からその製品の環境負荷をあらかじめ評価することで、より環境に優しいものづくりを行う手法のことです。【p.37～38】

● 是正処理

指定引取場所において小売業者から廃家電 4 品目を引き取る際、受け取った家電リサイクル券の記載内容と持ち込まれた廃家電 4 品目の現物を照合し、家電 4 品目の品目やメーカー名、大小区分が異なっていた場合に、家電リサイクル券の記載内容を正しい内容に修正する作業のことです。【p.22】

● ゼロエミッション

企業活動や人間の生活から排出される廃棄物を、リサイクル等の活動によって限りなくゼロに近づけることを意味しています。また温室効果ガス（CO₂）の排出ゼロに向けた取組を指すこともあります。

●その他有価物

有価物とは有償で売却が可能なもののことです。その他有価物とは、廃家電4品目をリサイクルすることで得られる有価物のうち、鉄や銅、アルミなどの金属類、およびブラウン管テレビのガラスを除いたもので、主にプラスチックです。【p.19】

た〜と

●大小区分

家電4品目のうち、テレビ（ブラウン管式および液晶・有機EL・プラズマ式）と冷蔵庫・冷凍庫は一定の大きさより大きい小さいかで区分され、それぞれでリサイクル料金が設定されています。ブラウン管式テレビは画面サイズの15型以下が小区分、16型以上が大区分、液晶・有機EL・プラズマ式テレビでは画面サイズの15V型以下が小区分、16V型以上が大区分、冷蔵庫・冷凍庫は全定格内容積の170リットル以下が小区分、171リットル以上が大区分になります。【p.22】

●断熱材フロン

冷蔵庫や冷凍庫の断熱材として使用されているウレタンに含まれるフロン類のことで、以前はウレタンの発泡や成形に使用されていましたが、2003年末には全廃され、以降に生産された冷蔵庫・冷凍庫の断熱材には使用されていません。【p.20、p.33～34】

●手分解、手解体

家電リサイクルプラントでのリサイクル処理の工程で、最初に行う手作業による解体・分別作業のことで、【p.29～32】

●特定家庭用機器

家電製品を中心とする家庭用機器のうち、次の4つの要件を満たすものとして政令で指定されたものをいいます。現在、家電リサイクル法の対象機器としては、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が指定されており、総称して「家電4品目」と表現されています。

- ①市区町村等では設備的、技術的にリサイクルが困難なもの
- ②リサイクルによって得られる資源価値が高いもののうち、リサイクルをする際に経済的な制約が少ないもの
- ③製造業者等での製品設計や部品・原材料の選択がリサイクルに重要な影響があるもの
- ④小売業者による配達が一般的なもの

●特定家庭用機器再商品化法

家電リサイクル法の正式名称です（⇒「家電リサイクル法」の項をご参照ください）。

●特定家庭用機器廃棄物管理票

家電リサイクル券の正式名称です（⇒「家電リサイクル券」の項をご参照ください）。

な〜の

●二次物流業者

廃家電4品目を指定引取場所から家電リサイクルプラントまで運搬する業務を「二次物流」といい（通称：2L）、それを行う業者のことです。なお小売業者から指定引取場所までの運搬業務のことを「一次物流」といいます。【p.21】

●熱回収（サーマルリサイクル）

廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを焼却する際に発生する熱エネルギーを自ら利用すること、または利用しようとする者に有償または無償で譲渡できる状態にすることです。【p.3】

は〜ほ

●廃家電4品目

家電4品目の廃棄物のことです。家電4品目については「特定家庭用機器」の項をご参照ください。

●廃棄物

廃棄物処理法における廃棄物とは不要になって廃棄の対象となったもの、もしくはすでに廃棄されたもので、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの」と定義しています。

●廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で、廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などが規定されています。1970年12月に公布され、1971年9月に施行されました。【p.1】

●排出者

廃家電4品目をリサイクルするため、リサイクル料金および収集・運搬料金を支払って小売業者に引き渡す一般消費者および事業者を指します。【p. 5～6】

●バランスリング

洗濯機の脱水時等の振動防止のため、洗濯槽の上部に取り付けられたリング状の部品のことで、中には塩水が入っています。【p.32】

●ハンディターミナル（HT）

ハンディターミナルとは、データ収集用のモバイル情報端末のことで、機器にバーコードリーダーが搭載されています（HTはHandy Terminalの略）。商品についたバーコードの読み取り、数量などの入力、情報の画面表示、データの送受信機能などがあり、物流業界や製造業などの在庫管理や入出荷業務といったさまざまな現場で使用されています。

●引取義務

家電リサイクル法において小売業者および製造業者等に課せられた義務のことです。小売業者については、自らが過去に販売した家電4品目の引取りを求められたとき、および家電4品目の販売に際し、買換えのため排出者から同じ品目の家電4品目の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、必ず引き取ることが義務付けられています。また製造業者等については、自らが過去に製造・輸入した家電4品目（他の法人から事業を承継した場合は当該法人が過去に製造・輸入した家電4品目を含む）の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、必ず引き取ることが義務付けられています。【p. 5～6】

●引渡義務

家電リサイクル法において小売業者に課せられた義務のことです。小売業者は引き取った廃家電4品目を自ら再使用（リユース）する場合、または再使用および販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合を除き、製造業者等または指定法人に引き渡すことが義務付けられています。【p. 5～6】

●バーゼル法

正式名称は「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」で、バーゼル条約の履行のための国内担保法です。有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬および処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護および生活環境の保全に資することを目的としています。1992年12月に制定され、1993年12月に施行されました。

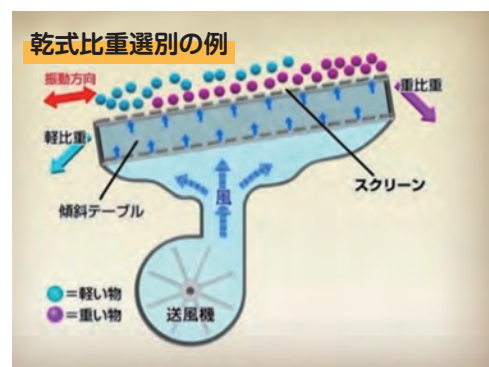
●バーゼル条約

正式名称は「有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」で、有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組みおよび手続等を規定した国際条約です。有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分に伴って生ずる人の健康または環境に係る被害を防止することを目的としています。1989年3月にスイスのバーゼルにおいて採択され、1992年5月に発効されました。日本は1993年にバーゼル条約に加盟しています。

●比重選別

家電リサイクルプラントでの処理工程で、破砕機での破砕後の金属片、銅線、プラスチックなどの混合物から、素材ごとの重さの違いを利用して、金属片、銅線、混合または単一素材のプラスチックを選別する方法。水中での浮き沈みで選別する方法（浮沈選別）や振動と気流で選別する方法（乾式比重選別）などがあります。

【p.29～32】



●非鉄・鉄等混合物

鉄および鉄以外の金属が混じり合った状態のままで、有償で売却が可能なものです。【p.18～19】

●品目区分

家電リサイクル券における家電4品目の区分（エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・有機EL・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）をいいます。

●不法投棄未然防止事業協力

不法投棄される廃家電 4 品目の削減を目的として、廃家電 4 品目の不法投棄未然防止事業に積極的に取り組む自治体を対象に、その費用の一定割合を製造業者等が助成する制度のことで、家電製品協会が製造業者等の委託を受けて実施しています。助成の対象となる不法投棄未然防止事業としては、監視カメラの設置、警告看板の設置、監視パトロールの実施などが対象になります。【p.62～64】

●ファンネルガラス

ブラウン管テレビに使われているブラウン管背面の漏斗状のガラスのことです。このガラスには鉛が含まれています。【p.30】



●プラスチック資源循環法

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、プラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすことで持続可能な社会を実現することを目的とした法律です。プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理というライフサイクル全体において関わりのある事業者、自治体、消費者の連携による資源循環に向けた取組が求められています。2021 年 6 月に公布され、2022 年 4 月に施行されました。【p. 1】

●フロン回収・管理

フロンが温室効果ガスとして地球温暖化を招くとして、家電リサイクル法において製造業者等は再商品化等を行う際にエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に使用されているフロンの回収・再利用・破壊を行うことが義務付けられています。エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機からは冷媒フロンを、冷蔵庫・冷凍庫からは断熱材フロンを回収しています。ボンベやドラム缶に回収したフロンは、24 時間監視の保管庫で漏れの無いよう厳重な管理を行った後、適正に処理しています。【p.20、p.33～34】

●ペレット

ペレットとは、粒状の形をしたプラスチックのことです。フィルムや成形品の原料となるものです。ポリプロピレン、ポリスチレンなどの製品の原料となります。

●ポンプダウン

エアコンの排出の際、取外し時に室内外機や接続配管中の冷媒フロンが大気中に排出されないよう、室内機と接続配管内の冷媒フロンを全て室外機側に回収する作業のことです。

ま～も

●ミックスメタル

一般的には鉄を除く銅・アルミ・ステンレス・真ちゅう・電線・基板などが混在した金属片のことです。家電リサイクルプラントでは、それらの中から銅やアルミも可能な限り単一素材としての回収に取り組んでいます。【p.29～32】

●持込者

指定引取場所へ廃家電 4 品目を持ち込む小売業者等を指します。【p.21～22】

や～よ

●有価物

有償で売却が可能なもののことです。【p.18～19】

●郵便局券 (00 番券)

排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」で使用される家電リサイクル券の通称です。【p.12】

ら～ろ

●ライフサイクルアセスメント (LCA)

ライフサイクルアセスメントとは、製品の全過程（資源採取から原材料調達、製品生産、流通、消費・使用、さらに廃棄・リサイクル）における環境負荷を定量的に評価する手法です。（LCA は Life Cycle Assessment の略）【p.42】

●リサイクル

廃棄物を回収し、製品の部品や原材料として再び用いる（再生利用する）ことで、「循環型社会形成推進基本法」では、「循環資源の全部または一部を原材料として利用すること」とされています。【p. 1～2】

●リサイクル率

「再商品化率」の項をご参照ください。

● リサイクル料金

製造業者等が廃家電 4 品目のリサイクル処理等に係る費用として排出者に支払いを求める料金です。リサイクル料金には、廃家電 4 品目のリサイクル処理（解体・破碎・選別・フロン回収等）に要する費用のほか、指定引取場所から家電リサイクルプラントまでの運搬費用、指定引取場所の維持・運営費用、家電リサイクル券システムの運営全般に係る費用などが含まれます。金額は製造業者等ごとに品目別に設定され、公表されており、小売業者の店頭や郵便局のほか、家電リサイクル券センター（RKC）のホームページで確認できます。【p.51】

● リデュース

廃棄物の発生を抑制することで、製品の長寿命化や製品に使用される材料の省資源化、小型化、軽量化などにより、排出される廃棄物の量を削減する行為がこれに当たります。【p. 1】

● 離島対策事業協力

離島では廃家電 4 品目を排出する際、指定引取場所までの運搬に海上輸送を伴うために収集・運搬料金が高額になり、排出者の負担が大きくなることから、その費用軽減に積極的に取り組む自治体を対象に、合理的に算出された 1 台当たりの海上輸送費用の原則全額を製造業者等が助成する制度のことで、家電製品協会が製造業者等の委託を受けて実施しています。助成の対象となる海上輸送事業としては、自治体が自ら、または委託して海上輸送を行う場合、および海上輸送を行う業者に補助金を交付することで費用の軽減を図る場合が対象になります。【p.62～63】

● リファンド

郵便局券を使用して振り込んだリサイクル料金の返金手続きのことです。返金が必要になった場合は、家電リサイクル券センター（RKC）に連絡すれば返金を受けることができます。

● リユース

使用済みの製品やその部品を繰り返し使用（再使用）することです。家電リサイクル法では小売業者には引き取った廃家電 4 品目を製造業者等に引き渡す義務（引渡義務）がありますが、自らリユースする場合、もしくはリユースまたは販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合は、引渡義務の対象外とすることが認められています。【p. 1】

● 料金管理統括業者回収方式

家電リサイクル券システムの 1 方式で、インターネット販売事業者等、家電 4 品目の販売エリアが広域にわたる事業者が全国に輸送網を持つ収集・運搬業者と契約し、その収集・運搬業者が管理統括業者として家電販売事業者に代わって家電リサイクル券の発行、収集・運搬を行う方式です。排出者はこの方式の家電リサイクル券（通称「収運業者用券」または「イエロー券」）の発券が可能な管理統括業者に廃家電 4 品目を引渡し、併せて管理統括業者にリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の控えを受け取ります。【p.10～12】

● 料金区分

家電リサイクル券におけるテレビ（ブラウン管式および液晶・有機 EL・プラズマ式）と冷蔵庫・冷凍庫の大小違いによる料金の区分のことです。

● 料金販売店回収方式

家電リサイクル券システムの 1 方式で、排出者がリサイクル料金を、小売業者を経由して製造業者等に支払う方式です。排出者はこの方式の家電リサイクル券（通称「グリーン券」）の発券が可能な小売業者に廃家電 4 品目を引渡し、併せて小売業者にリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の控えを受け取ります。小売業者は家電リサイクル券センター（RKC）からの請求によりリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券センター（RKC）は回収したリサイクル料金を各製造業者等に支払います。【p.10～12】

● 料金郵便局振込方式

家電リサイクル券システムの 1 方式で、排出者が郵便局でリサイクル料金を直接製造業者等に支払う方式です。排出者は郵便局備え付けの家電リサイクル券（通称「郵便局券」）で家電リサイクル券センター（RKC）にリサイクル料金を振り込み、振込み済みの家電リサイクル券と一緒に廃家電 4 品目を指定引取場所か小売業者（「料金販売店回収方式」を扱っていない小売業者）に引渡します。振り込まれたリサイクル料金は家電リサイクル券センター（RKC）から各製造業者等に支払われます。【p.10～12】

● 冷媒フロン

エアコンや冷蔵庫・冷凍庫などの冷媒（熱を移動させるためのガス）として使用されるフロン類のことです。【p.20、p.33～34】

A～Z

● Aグループ、Bグループ

家電リサイクル法の施行に当たり、製造業者等がそれぞれで指定引取場所や家電リサイクルプラントを全国に設置するのは多額の投資が必要になり、また排出者や小売業者からの引取りの面でも効率的でないことから、全ての製造業者等をA・B2つのグループに集約して全国を運営することになりました。それぞれのグループに属する製造業者等はp. 7の図表I-6のとおりです。全国の指定引取場所では、持込者の利便性を考慮してA・Bどちらのグループの製品も引取りますが、Aグループの家電リサイクルプラントではAグループの製品だけを、Bグループの家電リサイクルプラントではBグループの製品だけをリサイクルしています。【p. 7】

● DfE（でいーえふいー）

「環境配慮設計」の項をご参照ください。

● EC（いーしー）事業者

ECはElectric Commerceの略で、「電子商取引」を意味します。EC事業者とはインターネット回線を利用した販売事業者や、インターネット上でショッピングサイトを運営するモール業者等のことです。

● EPR（いーぴーあーる）

「拡大生産者責任」の項をご参照ください。

● HT（えっちていー）

「ハンディターミナル」の項をご参照ください。

● LCA（えるしーえー）

「ライフサイクルアセスメント」の項をご参照ください。

● PCB（ピーシービー）

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略で、水に溶けにくい、沸点が高い、熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定な性質を持つことから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体などに使用されていましたが、毒性が明らかとなり現在は製造・輸入ともに禁止されています。【p. 70】

● POPs（ぽっぷず）

「残留性有機汚染物質」の項をご参照ください。

● RDF（あーるでいーえふ）

RDFはRefuse Derived Fuelの略で、家庭ごみなどの一般廃棄物を原料とした固形燃料です。

● RP（あーるぴー）

「家電リサイクルプラント」の項をご参照ください。

● RPF（あーるぴーえふ）

RPFはRefuse derived paper and plastics densified Fuelの略で、主に産業廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙および廃プラスチック類を原料とした商品位の固形燃料です。石炭やコークスなどの化石燃料の代替えとして使用されています。

● SY（えすわい）

「指定引取場所」の項をご参照ください。

0～9

● 00（ぜろぜろ）番券

「郵便局券」の項をご参照ください。

● 11（じゅういち）番券

「グリーン券」の項をご参照ください。

● 13（じゅうさん）番券

「自治体用券」の項をご参照ください。

● 17（じゅうなな）番券

「収運業者用券」の項をご参照ください。

● 1L（いちえる）

「一次物流業者」の項をご参照ください。

● 2L（にえる）

「二次物流業者」の項をご参照ください。

● 3R（すりーあーる）

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：廃棄物の再使用）、Recycle（リサイクル：廃棄物の再生利用）の頭文字の3つの「R」とった言葉で、循環型社会を形成していくための基本的な取組を示したキーワードです。【p. 1】